

粕屋町監査第44号  
令和6年12月2日

粕屋町長 箱田 彰 様

粕屋町議会議長 小池 弘基 様

粕屋町監査委員 柴田 俊一

粕屋町監査委員 田代 勘

### 財政援助団体等監査結果について

標記の件に関しまして、地方自治法第199条第7項の規程により下記のとおり監査を実施しましたので報告いたします。

#### 記

監査実施日	令和6年11月11日（月）
監査場所	福祉センター 会議室A
監査対象	粕屋町社会福祉協議会
監査内容	書類審査及び粕屋町社会福祉協議会会長・事務局長・ 総務課長・担当係長等からの聴取

#### 講 評

今回の監査では、地方自治法第199条第7項に定める「地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。（中略）地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。」に基づき監査を実施した。

また監査に当たっては、

① 補助対象事業は、補助等の目的に沿って適正で有効かつ効率的に行わ

れているか。

- ② 補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。
- ③ 公の施設の管理運営は、管理を行わせている趣旨に沿って適切に運営されているか。
- ④ 管理業務に係る会計経理等は、適正に行われているか。

以上について着目し監査を実施した。

## 監査結果

内部監査体制の確立及びこれを補完する体制として、財務及び税務の監査項目については、外部の税理士法人による監査が実施されている。

また、役員・職員・監査制度の整備のもと、法人の所期の目的を達するための体制整備が図られており、おおむね適切に事務が執行されている。

今後の更なる事業の適正化・効率化に資するため、次のとおり意見を付する。

## 指摘事項

1. かつて実施した本監査において見受けられた予算額以上の支出について、理事会の開催時に補正による予算額の変更を行うよう指摘した経緯があるが、今回の監査においても予算額以上の支出が見受けられた。予算主義の原則に照らし、理事会の開催時に補正による予算額の変更を行った上で支出すべく改善を指摘する。
  
2. 出納事務（現金の受取り保管）に当たって、かつて一人で行われていた点について、仕事量や責任の面に係る問題を本監査において指摘した経緯がある。  
確認したところ、現在では経理事務担当者（発議）→総務課長（決裁）→事務局長（最終決裁）の稟議体制・出納事務体制の整備が図られている。  
基本的に、本体制で執行されて然るべきである。  
加えて出納事務完結についての確認を本稟議体制（事務局長→総務課長→経理事務担当者）において確実に実施されたい。

3. 自主事業として今後実施を企画する「重度心身障害児対応型放課後等デイサービス事業」について、他の自主事業を含めた事業の持続（継続）可能性をはじめとしたシミュレーションが今回の監査時点においては未了との説明を受けた。  
他の自主事業をも含め、本事業の持続（継続）可能性をはじめとしたシミュレーションを確実に実施し、理事会に諮り事業体制の確立・整備を図られたい。
  
4. 組織は人によって成り立っている。現在勤務する職員及び今後採用する職員が共に健康ではつらつとその能力を開発・発揮し十分に業務を遂行していくために、賃金をはじめ処遇の改善に取り組まれない。